

第 6 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書

(球磨川森林計画区)

(第 1 次 変 更 計 画)

計画期間

自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 10 年 3 月 31 日

(令和 6 年 3 月 変 更)

九州森林管理局

地域管理経営計画の変更について

[変更理由]

次の理由から国有林野管理経営規程（平成 11 年 1 月 21 日農林水産省訓令第 2 号）第 6 条第 9 項に基づき変更する。

- 1 国有林野管理経営規程（平成 11 年 1 月 21 日農林水産省訓令第 2 号）及び地域管理経営計画書、国有林野施業実施計画書及び伐採造林計画簿作成様式について（平成 11 年 1 月 29 日付け 11 林野経第 4 号林野庁長官通知）の一部改正により、1（3）森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項として、国有林野の管理経営に関する基本計画に定める特に効率的な施業を推進する森林について記述することとなったため変更。
- 2 複層林への誘導の取り組みを推進していく観点から複層伐を追加するため、1（4）主要事業の実施に関する事項の①伐採総量、②更新総量及び③保育総量を変更。
- 3 近年の局地的大雨等による自然災害を踏まえ、路網の維持・管理の観点から林道の開設が必要となったため、1（4）主要事業の実施に関する事項の④林道の開設及び改良の総量を変更。
- 4 「遊々の森」を新たに設定したため、6（3）その他必要な事項を変更。

なお、本変更計画の効力は、令和 6 年 4 月 1 日より生じる。

注 1： 本文については、変更等を行う項目に係る部分を掲載しており、文中の下線部が変更等の箇所である。

注 2： 各表の数値の計は四捨五入のため、必ずしも一致しない。

目 次

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項	1
(4) 主要事業の実施に関する事項	1
① 伐採総量	1
② 更新総量	1
③ 保育総量	1
④ 林道の開設及び改良の総量	2
6 国民の参加による森林の整備に関する事項	2
(3) その他必要な事項	2

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項

国有林野の管理経営に当たっては、都道府県や市町村を始めとする幅広い民有林関係者等と密接な連携を図りながら、森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していくこととする。

このため、森林・林業基本計画に掲げる「新しい林業」の実現、担い手となる林業経営体の育成、国産材の安定供給体制の構築等に向け、特に次に掲げる取組を推進する。

また、これらの取組に当たっては、機能類型区分の管理経営の考え方を踏まえ、水源涵養タイプに区分された人工林のうち自然条件や社会的条件から持続的な林業生産活動に適したものを持続的に効率的な施業を推進する森林として設定・公表し、当該森林を活用して主伐・再造林等の主に林業に関する取組を民有林関係者に分かりやすい形で効果的に進める。

(4) 主要事業の実施に関する事項

① 伐採総量

(単位 : m³、ha)

区分	主伐	間伐	臨時伐採量	計
本計画	362,481	736,462 (5,896)	51,057	1,150,000

注1 () は、間伐面積である。

② 更新総量

(単位 : ha)

区分	人工造林	天然更新	計
本計画	715	3	718

③ 保育総量

(単位 : ha)

区分	下刈	つる切	除伐	ぼう芽整理
本計画	2,001	388	419	5

(4) 林道の開設及び改良の総量

区分	開 設		改 良	
	路線数	延長量(m)	箇所数	延長量(m)
数量	16	30,500	232	42,300

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(3) その他必要な事項

名 称	面積 (ha)	位置 (林小班)
グリーンスター大通	14.58	2079る～か